案件番号　121324004

令和6年度

東京国際空港設計・調査資料作成業務

特　記　仕　様　書

令　和　6　年　1　月

国土交通省関東地方整備局
東京空港整備事務所

1. 業務概要

本業務は、東京国際空港における運用制限、地盤特性、既設構造物及び工事履歴を把握した上で空港整備に係る設計及び調査等に関する予備検討等を行うものである。

なお、本業務は、入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

また、本業務は、以下に示す試行等の対象業務である。

・40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。

2. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

3. 業務内容

業務名称	業務内容			摘要
	業務仕様	単位	数量	
設計・調査資料作成業務	設計・調査資料作成業務			
	設計・調査資料作成	式	1	
	打合せ	回	9	
	協議・報告	回	3	
	成果物	式	1	

4. 業務仕様

4－1 総 則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局 令和5年3月）、「空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書」（国土交通省航空局 令和5年4月）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

4－2 一般事項

本業務の実施にあたっては、以下の事項を留意しなければならない。

（1）管理技術者等は、安全に留意し、事故等が発生しないよう十分注意しなければならない。

（2）管理技術者は、調査職員と十分に打合せを行い、調査職員が提示する工事計画、工事実施状況及び関係機関と調整を行った事項を十分把握したうえで、業務を行わなければならない。

（3）管理技術者等は、業務の実施状況を常に把握し、調査職員が業務内容を把握できるよう連絡を密にしなければならない。なお、管理技術者は担当技術者を兼務できない。

4－3 業務の内容

（1）本業務の対象業務は別表のとおりとするが、調査職員の指示により変更する場合がある。なお、業務内容に変更が生じた場合、発注者と受注者が協議する。業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。

（2）対象業務毎に以下に掲げる業務を行うものとする。

① 設計及び調査に関する方針等の予備検討
② 設計及び調査に関する安全性の予備検討
③ 設計及び調査、既契約工事の条件変更等に関する設計条件の審査の予備検討
④ 設計及び調査、既契約工事の条件変更等に関する設計結果の審査及び評価の予備検討
⑤ 設計及び調査に係る図面作成の実施
⑥ 設計及び調査に係る数量計算の実施
⑦ 設計及び調査、既契約工事の進捗把握に係る図面、資料の作成
⑧ その他調査職員の指示する業務

４－４ 実施体制

（1） 打合せは、本業務を的確に遂行するために1回／月以上行うものとする。
また、旅費については計上していないが、調査職員と協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。

（2）土曜日、日曜日、祝休日、夏期休暇、年末年始休暇及び夜間に業務を行なうことが必要となった場合、調査職員より事前に管理技術者に通知するものとする。

（3） 本業務の担当技術者は、4人以上を想定している。

（4） 担当技術者は業務の実施にあたって、関連する空港工事等の施工方法等についても把握するとともに、別に定める「空港請負工事積算基準」等を十分理解のうえ、厳正に実施するものとし、ワープロソフト、表計算ソフト、製図ソフトを使用できる者とする。

４－５ 協議・報告

（1） 本業務の遂行にあたっては、調査職員と管理技術者が業務全体の計画等について協議又は報告を行うものとし、事前協議、中間報告1回、最終報告の計3回行うものとする。なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。
また、旅費については計上していないが、調査職員と協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。

（2）受注者は、次に挙げる事項を記入した業務実施報告書を作成し、発注者に月毎にとりまとめて書面で提出するものとする。

①実施した業務の内容

②その他必要事項

なお、書面の様式は調査職員の指示によるものとする。

４－６ 成果物

（1） 業務完了時には、成果物及び提出資料を取りまとめのうえ、成果物として提出するものとする。なお、成果物の内容、体裁については、調査職員の指示によるものとする。

電子納品　　CD－R又はDVD－R 2枚

（2）発注者は、成果物の引き渡し前であっても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができるものとする。

5. その他

（1）本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

（2）本業務に必要な契約関連図書（仕様書、図面、数量計算書等）は、当局のものを使用することができる。なお、一般に広く流布されている各種基準及び参考図書等は受注者が用意しなければならない。

（3）図面は、「CAD製図基準」に基づいて作成しなければならない。また、図面作成の運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品運用ガイドライン【資料編】」を参考とする。

（4）技術提案

1）技術提案履行計画書

受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。
なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書を作成するものとする。

2）技術提案履行計画書の変更

発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。

3） 技術提案書不履行の場合の措置
受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

4） その他
技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。

（5） 配置技術者の確認について

1） 受注者は、業務計画書の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。

2） 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。

① 業務打合せ（電話等打合せを含む）等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者

② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者

3） 完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。

4） 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても同様とする。

（6） 技術指導者について

1） 管理技術者の他に、競争参加資格確認申請書に基づき技術指導者（担当技術者として配置）を配置する場合は、技術指導者は次に掲げる①から③の項目を実施すること。

① 定期的に管理技術者の指導を行うこと（1回／週程度）。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。なお、②の協議、報告、打ち合わせの際に調査職員が技術指導者より指導状況を確認する。

② 特記仕様書に記載された、発注者と行う全ての協議、報告、打ち合わせに出席すること。

③ 打合せ確認記録簿、履行報告書等の書類を確認し、管理技術者を指導すること。
なお、その際、各書類に記名（署名又は押印を含む）するものとする。

2） 技術指導者は、業務実績情報システム（テクリス）に担当技術者として登録するものとする。

（7） 契約内容の変更手続きについて
本業務における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。

（8） 設計変更等について
設計変更等については、契約書第18条から第26条及び港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書本編1-23から1-25などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」（国土交通省港湾局）を参考とするものとする。

（9） 業務品質確保調整会議について
本業務は、円滑な業務の実施及び品質の確保を図ることを目的として、受発注者とその双方の責任者が参加し、履行における条件、業務工程の確認及び調整、業務計画の確認及び設計変更に関する確認・調整等を行う会議（以下、「調整会議」という。）を開催するものとする。調整会議の開催時期は、受注者が設計図書の点検を完了した業務着手前を基本とするが、これによりがたい場合は調査職員と協議し決定するものとする。なお、履行途中において開催が必要と判断された場合は、複数回開催することもできる。
会議の開催は、調査職員より通知する「業務品質確保調整会議実施要領」に基づき行うものとする。
なお、受発注者双方の協議により調整会議の開催を省略することも可能とする。

以　　上

別表

対象業務一覧表　　2024年4月

	件名	契約期間				
1	令和4年度 東京国際空港B滑走路他舗装改良等工事	R4年	11月	～	R6年	12月
2	令和5年度 東京国際空港西側貨物地区エプロン地盤改良等工事	R5年	10月	～	R6年	9月
3	令和5年度 東京国際空港旧整備場地区護岸他地盤改良等工事	R5年	12月	～	R6年	11月
4	令和5年度 東京国際空港P誘導路他地盤改良工事	R6年	1月	～	R7年	1月
5	令和5年度 東京国際空港A滑走路北側取付誘導路他地盤改良工事	R6年	1月	～	R7年	1月
6	舗装工事3件			～		
7	地盤改良工事3件			～		
8	浅場造成1件			～		
9	排水工事1件			～		
10	令和5年度 東京国際空港A滑走路南側外周護岸土質調査	R5年	11月	～	R6年	6月
11	令和5年度 東京国際空港西側ターミナル地区エプロン土質調査	R6年	1月	～	R6年	9月
12	令和5年度 東京国際空港東西地下連絡通路漏水対策等検討業務	R6年	2月	～	R6年	6月
13	基準点測量1件			～		
14	動態観測2件			～		
15	土質調査7件			～		
16	環境調査4件			～		
17	排水設計4件			～		
18	護岸設計1件			～		
19	舗装設計3件			～		
20	地盤改良設計2件			～		
21				～		
22				～		
23				～		
24				～		

全40件